

議案第 3 号

階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 階上町特別職の職員の給料等に関する条例(昭和 24 年階上町条例第 24
号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100
分の 167.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 7 条第 2 項ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100
分の 177.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4
月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の階上町特別職の職員の給料等に関する条例(以
下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の階上
町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当
は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



提案理由

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。